現場説明書

1 委託名

平成27年度 高速横浜環状北西線工事監督支援業務委託(その2)

2 履行期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで

なお、本業務の工事管理及び工事監督支援は平成 27 年 11 月 2 日から実施するものとします。 また、履行期間内に完了検査を実施するものとします。

3 業務目的

本業務は、道路局横浜環状北西線建設課における高速横浜環状北西線に関する工事実施の監督補助を行うものであり、工事監督員を支援し、当該工事の円滑な履行及び品質確保を図る事を目的とする業務です。

4 業務内容

業務内容は、高速横浜環状北西線工事監督支援業務特記仕様書によるものとします。

なお、委託者受託者間の指示及び承諾行為は受託者の管理技術者に対して行うため、実施する 現場技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものとします。

5 対象工事

本業務の対象とする工事件数は10件を予定しており、業務は同時に3件を実施します。

6 業務場所(対象工事の範囲)

青葉区下谷本町 16 番 10 地先から下谷本町 1番 1 地先及び都筑区川向町 275 番地先から川向町 465 番地先まで

7 積算基準

業務委託料の算出にあたっては、国土交通省関東地方整備局の「工事監督支援業務 積算基準」及び「平成 27 年度発注者支援業務等積算基準の運用基準」を適用するものとします。

なお、本業務において直接経費として設計図書に計上される事務用品等は次の通りです。

項目	数量	1台当たりの使用料等(円/月)
パソコン(標準的な仕様)	3台・5か月	18, 129**
レーザープリンター (A3カラー)	1台・5か月	16, 486**
事務用デスク片袖	3台・5か月	1, 323
事務用椅子肘無	3脚・5か月	1, 098
業務に必要な自動車(損料、燃料費)	1台・5か月	燃料費は平成27年7月単価を適用

※国土交通省関東地方整備局の「平成 27 年度発注者支援業務等積算基準の運用基準」による。

8 入札参加申込み時の添付書類について

(1) 入札参加意向申出者の業務実績を証明する資料

入札参加意向申出者の業務実績(様式1)に記載した入札参加意向申出者が過去に受注した同種の業務実績について、その業務に係る契約書の写しを提出してください。

ただし、入札参加意向申出者の業務実績が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「テクリス(業務実績情報システム)」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しを提出する必要はありません。

なお、同種の業務とは、国、都道府県、政令市、高速道路会社が発注した土木工事の工事 監督支援を行う業務の事をいいます。

(2) 予定管理技術者の資格証明書の写し

予定管理技術者の経歴書(様式2)に記載した予定管理技術者が保有する資格について、 合格証明書等の写しを提出してください。なお、技術士(総合技術監理部門ー建設)の場合、 総合技術監理部門ー建設までが確認できる資格証明書等の資料も提出してください。

発注者の立場として業務に従事した実績(道路関係の技術的行政経験)の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出してください。

(3) 予定代表現場技術者の資格証明書の写し

予定代表現場技術者の経歴書(様式3)に記載した予定代表現場技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出してください。なお、技術士(総合技術監理部門-建設)の場合、総合技術監理部門-建設までが確認できる資格証明書等の資料も提出してください。

主任技術者または現場代理人として業務に従事した実績の場合、その業務に係る予定代表 現場技術者が従事したことが確認できる資料(例えば施工計画書の表紙及び予定代表現場技 術者が業務に従事していることが確認できるページ)等の写しを提出してください。ただし、 予定代表現場技術者の業務実績が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「コリンズ(工 事実績情報システム)」に登録され、業務の内容が確認できる場合、予定代表現場技術者が従 事したことが確認できる資料の写しを提出する必要はありません。

発注者の立場として業務に従事した実績(道路関係の技術的行政経験)の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定代表現場技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出してください。

予定代表現場技術者が過去に従事した発注者支援業務の実績として予定代表現場技術者の経歴書(様式3)に記載した業務について、その業務に係る予定代表現場技術者が従事したことが確認できる資料(例えば業務計画書の表紙及び予定代表現場技術者が業務に従事していることが確認できるページ)等の写しを提出してください。ただし、予定代表現場技術者の業務実績が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「テクリス(業務実績情報システム)」に登録され、業務の内容が確認できる場合、予定代表現場技術者が従事したことが確認できる資料の写しを提出する必要はありませんが、登録業務において担当技術者として従事していた場合は、登録順の先頭から3名までしか確認できないため、予定代表現場技術者が従事したことが確認できる資料の写しは提出してください。